

20 内閣府 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020010	プロジェクト名	登記事項等証明書発行特区	
要望事項 (事項名)	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の 印鑑証明書の交付事務の拡大	都道府県コード	1 北海道	
		提案事項管理番号	1030020	
提案主体名	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町			

規制の所管・関係省庁	総務省、法務省、内閣府
根拠法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求機は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を受託できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>公共サービス改革法の一部改正によって、登記事項証明書の交付等事務を官民競争入札等の対象とすることが可能となった。同事務に関して、登記事項証明書等の発行請求機の設置を民間事業者に行わせるか否かについては、今後、法務大臣が策定する同事務の実施要項等において定められることになると考えるが、現時点で、民間事業者に行わせるか否かについては、定まっていないものと承知している。ただ、国が設置する場合でも、また、民間事業者に設置を行わせることとする場合でも、当該発行請求機の設置場所や設置の費用負担の方法等の決定について、内閣府として関与するものではなく、したがって、本件について、お答えする立場にはないと考える。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
第 8 次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると言われていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	-
<p>本件については、法務省が関係省庁である総務省と協議し検討していくものと承知している。市場化テストは、国又は地方公共団体の業務について官民競争入札等を実施し、民間事業者に委託する枠組みであることから、国の業務である登記事項証明書等の交付事務を地方公共団体に委託することができるようにすべき等の御提案について、この枠組みの中で対応することは困難であると考えている。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	-

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による 入札参加者の負担軽減	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051200
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	警察庁、内閣府
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(同法第 10 条、第 17 条、第 19 条) ・平成 18 年 12 月 13 日付、府官監第 28 号「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領(通知)」
制度の現状	<p>同法に規定する暴力団排除に関する規定の運用については、地方公共団体に対する技術的助言として同通知に基づく運用を依頼しているところであり、また、同通知では、落札者を決定する前に都道府県警察に対し、原則として全ての入札参加事業者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取(照会)を行うものとしています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>入札参加者に対する暴力団調査手続は落札事業者に対し実施することで良いものとすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。</p> <p>同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続を実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。</p> <p>同通知については自治法 245 条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続について通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化するか、あるいは同通知を改め、前述のように手続を簡素化すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	IV
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)第 10 条第4号及び第6号から第9号までに規定する暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)に関し、その該当性を官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の実施機関が独自に判断することは困難であることから、その該当性については、原則として、都道府県警察本部に照会し、その回答をもって判断するものとし、警察庁と協議の上、その運用要領について、各地方公共団体宛に通知(府官監第28号平成18年12月13日「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」)を発送し、同通知に基づく運用を依頼しているところ です。</p> <p>原則として、入札参加者全員について、都道府県警察本部への照会を実施することとしたのは、</p> <p>① 照会から回答までに最長で30日を要することから、落札者決定後に当該落札者について照会を実施した場合、その時点から最長で30日の期間が必要となる。</p> <p>② 落札者について照会した場合で、当該落札者が暴力団排除条項に該当した場合は、当該落札は無効となり、新たな落札者を決定し、更にその者についての照会期間が必要となる。</p> <p>ことから、落札から契約までの期間が長期に及び、以後の入札スケジュールに支障を来すおそれがあるためです。</p> <p>なお、落札後に照会を実施しても、以後の入札スケジュールに支障を来すことがない場合に、落札者決定後に当該落札者に限定して、暴力団排除条項該当性の照会を実施することができるかどうか等について検討し、必要に応じ同通知を見直すこととします。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づく事務要領にも所要日数抑制という点で一定の合理的根拠があることも理解したところ。このため、入札者に対する確認(現要領)を維持しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を選択肢として追加していただけるようであれば幸いである。また、他法他施策において暴力団欠格審査と同等の確認が実質的に実施されている場合には、実施機関の判断により、当該確認をもって代替可能とできれば便宜である。もとよりこのような措置は実施機関の責任においてなされるべき事柄ではあるが、技術的助言としてこの点を明示していただけるようならば幸いである。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	IV
<ul style="list-style-type: none"> 落札者に対する暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査については、入札参加資格である欠格事由の審査を落札後に落札者に限って当該審査を行うことの可否、該当した場合落札を無効とするものの可否等について検討中であり、その結果、必要があれば、同通知を見直したいと考えております。 他の法令等により、暴力団排除に関する欠格事由の審査と同等の確認を行っている場合もありますが、それらの審査により、その時点では欠格事由に該当しなかった場合であっても、役員の変更があったり、新たに暴力団から支配を受けることになるなど、その後の状況変化に伴い、新たに欠格事由に該当することも考えられることから、そのような場合であっても原則、全入札参加者に対して審査を行うこととしております。 <p>ただし、例えば、本法に基づき実施する官民競争入札等の直前において、他の法令や本法により、暴力団排除に関する欠格事由の審査を受けている場合などで、実施機関において、明らかに欠格事由に該当又は該当しないと判断した場合には、審査の対象から除外できることとしています。(同通知3(1)イ)</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>地方自治法や会計法における入札資格に関する規定との関係上、問題ないと解して良いか。また、具体的な検討スケジュールを併せて回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し IV
<p>暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査を落札後に落札者に限って実施することの可否、該当した場合に当該落札を無効とすることの可否等について、地方自治法や会計法令等における入札参加資格に関する規定との関係を含め現在検討中であり、引き続き検討することとします。</p> <p>なお、当該落札後の審査のほか、他の方法により地方公共団体や民間事業者の負担を軽減することについても併せて検討し、平成19年度中を目途に結論を得ることとします。</p>			

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による 入札参加者の負担軽減	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003200
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	警察庁、内閣府
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(同法第 10 条、第 17 条、第 19 条) ・平成 18 年 12 月 13 日付、府官監第 28 号「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領(通知)」
制度の現状	<p>同法に規定する暴力団排除に関する規定の運用については、地方公共団体に対する技術的助言として同通知に基づく運用を依頼しているところであり、また、同通知では、落札者を決定する前に都道府県警察に対し、原則として全ての入札参加事業者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取(照会)を行うものとしています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>入札参加者に対する暴力団調査手続は落札事業者に対し実施することで良いものとすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。</p> <p>同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続を実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。</p> <p>同通知については自治法 245 条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続について通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化するか、あるいは同通知を改め、前述のように手続を簡素化すべきである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	IV
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)第 10 条第4号及び第6号から第9号までに規定する暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)に関し、その該当性を官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の実施機関が独自に判断することは困難であることから、その該当性については、原則として、都道府県警察本部に照会し、その回答をもって判断するものとし、警察庁と協議の上、その運用要領について、各地方公共団体宛に通知(府官監第28号平成18年12月13日「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」)を発送し、同通知に基づく運用を依頼しているところ。</p> <p>原則として、入札参加者全員について、都道府県警察本部への照会を実施することとしたのは、</p> <p>① 照会から回答までに最長で30日を要することから、落札者決定後に当該落札者について照会を実施した場合、その時点から最長で30日の期間が必要となる。</p> <p>② 落札者について照会した場合で、当該落札者が暴力団排除条項に該当した場合は、当該落札は無効となり、新たな落札者を決定し、更にその者についての照会期間が必要となる。</p> <p>ことから、落札から契約までの期間が長期に及び、以後の入札スケジュールに支障を来すおそれがあるためです。</p> <p>なお、落札後に照会を実施しても、以後の入札スケジュールに支障を来すことがない場合に、落札者決定後に当該落札者に限定して、暴力団排除条項該当性の照会を実施することができるかどうか等について検討し、必要に応じ同通知を見直すこととします。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見	ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づく事務要領にも所要日数抑制という点で一定の合理的根拠があることを理解したところ。このため、入札者に対する確認(現要領)を維持しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を選択肢として追加していただけるようであれば幸いである。また、他法他施策において暴力団欠格審査と同等の確認が実質的に実施されている場合には、実施機関の判断により、当該確認をもって代替可能とできれば便宜である。もとよりこのような措置は実施機関の責任においてなされるべき事柄ではあるが、技術的助言としてこの点を明示していただけるようならば幸いである。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	IV
<p>・ 落札者に対する暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査については、入札参加資格である欠格事由の審査を落札後に落札者に限って当該審査を行うことの可否、該当した場合落札を無効とするものの可否等について検討中であり、その結果、必要があれば、同通知を見直したいと考えております。</p> <p>・ 他の法令等により、暴力団排除に関する欠格事由の審査と同等の確認を行っている場合もありますが、それらの審査により、その時点では欠格事由に該当しなかった場合であっても、役員の変更があったり、新たに暴力団から支配を受けることになるなど、その後の状況変化に伴い、新たに欠格事由に該当することも考えられることから、そのような場合であっても原則、全入札参加者に対して審査を行うこととしております。</p> <p>ただし、例えば、本法に基づき実施する官民競争入札等の直前において、他の法令や本法により、暴力団排除に関する欠格事由の審査を受けている場合などで、実施機関において、明らかに欠格事由に該当又は該当しないと判断した場合には、審査の対象から除外できることとしています。(同通知3(1)イ)</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	地方自治法や会計法における入札資格に関する規定との関係上、問題ないと解して良いか。また、具体的な検討スケジュールを併せて回答されたい。		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し IV
<p>暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査を落札後に落札者に限って実施することの可否、該当した場合に当該落札を無効とすることの可否等について、地方自治法や会計法令等における入札参加資格に関する規定との関係を含め現在検討中であり、引き続き検討することとします。</p> <p>なお、当該落札後の審査のほか、他の方法により地方公共団体や民間事業者の負担を軽減することについても併せて検討し、平成19年度中を目途に結論を得ることとします。</p>			

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156010
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省、厚生労働省、内閣府
根拠法令等	公共サービス改革法34条等
制度の現状	<p>公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、住民票の写し、戸籍の付票等の交付の請求の受付及び引渡について規定している。</p>

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いが委託対象としない。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの 推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156020
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	法務省、厚生労働省、内閣府
根拠法令等	公共サービス改革法34条等
制度の現状	<p>公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、戸籍の謄抄本外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡について規定している。</p>

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156030
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省、厚生労働省、内閣府
根拠法令等	公共サービス改革法34条等
制度の現状	公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡について規定している。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 同法34条において、印鑑登録証明書発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録証の持参により受付可能としていただきたい。 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	税証明事務等のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156040
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省、厚生労働省、国土交通省、内閣府
根拠法令等	公共サービス改革法第34条等
制度の現状	公共サービス改革法第34条では、特定公共サービスとして、納税証明書の交付の請求の受付及び引渡しについて規定している。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・原動機付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応じていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に、その是非について結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156050
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省、内閣府
根拠法令等	国民健康保険法
制度の現状	

求める措置の具体的内容
<p>1 国民健康保険事務の被保険者証等の交付業務について、公権力の行使となる被保険者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、国民健康保険事務の資格関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に国民健康保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に、その是非について結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156060
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省、内閣府
根拠法令等	老人保健法
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健法の医療受給者証の交付関係業務について、公権力の行使となる受給者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 上記1と同様に、転出時の負担区分等証明書関係業務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。 4 なお、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度においても、同様の取り扱いとされたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に老人保健事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に、その是非について結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

20 内閣官房 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	2020090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156070
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省、内閣府
根拠法令等	介護保険法
制度の現状	

求める措置の具体的内容
<p>1 介護保険事務の受給資格証明書の交付業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に介護保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 届出の際の入力事務や、受給資格証明書の発行については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
基本方針2007(骨太の方針)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしている。関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成 19 年内を目途に、その是非について結論を得ることとしたい。			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し